

寝屋川市クリーンカレンダー広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、寝屋川市広告掲載要綱（平成18年12月1日制定。以下「掲載要綱」という。）第5条の規定に基づき、クリーンカレンダーへの広告掲載（以下「広告掲載」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「クリーンカレンダー」とは、一般廃棄物の収集日等の情報を掲載した紙面であって、次の各号に掲げる仕様のものをいう。

(1) 体裁

ア 製本カレンダー壁掛けタイプ

イ サイズ 縦18.2センチメートル×横25.7センチメートル（B5サイズ）

(広告の基準)

第3条 クリーンカレンダーに掲載する広告は、寝屋川市広告掲載基準（平成18年12月1日制定）に適合するものでなければならない。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格等は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、掲載要綱第7条の規定による広告の募集（以下「募集」という。）に応募した者の数が第1号に規定する枠数に満たなかったときその他特別な事由があるときは、これを変更することがある。

(1) 枠数 A地域及びB地域（別表に規定する町の地域をいう。）の1面ページにつき、それぞれ2枠以内で合計24枠以内。

(2) 掲載位置 クリーンカレンダー下部分

(3) 広告掲載料 1枠当たり30,000円

2 前項第3号の規定にかかわらず、募集に応募した者の数が募集した枠数に満たない場合には、広告掲載料の額を変更して再度募集することができる。この場合において、当初の募集に応募した者については、再度の応募を要しないものとし、これらの者に係る広告掲載料の額については、当該変更後の広告掲載料の額と同額に変更するものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告は、募集を行った年度の翌年度版のクリーンカレンダーに掲載するものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 掲載要綱第8条に規定する申込書は、寝屋川市クリーンカレンダー広告掲載申込書とする。

(広告掲載の決定)

第7条 掲載要綱第14条に規定する掲載決定通知書及び非掲載決定通知書は、寝屋川市クリーンカレンダー広告掲載決定通知書及び寝屋川市クリーンセンター広告非掲載決定通知書とする。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 掲載要綱第14条の規定により掲載決定通知書を受けた者(以下「広告掲載者」という。)に対しては、広告掲載者の責任と負担により、広告原稿を指定された期日までに指定された場所に提出するよう求めるものとする。

2 広告掲載者に対しては、広告原稿について写真を使用する場合は、あらかじめ当該写真について、写真製版の処理をした上で提出するよう求めるものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 掲載要綱第16条の規定により、広告掲載者に対しては、広告掲載料を指定された期日までに、一括で前納するよう求めるものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第10条 次の各号に掲げる場合においては、掲載要綱第16条第2項ただし書の規定により、納付された広告掲載料の全額を還付するものとする。

(1) 広告掲載者の責めに帰さない理由により、寝屋川市が広告掲載の決定を取り消したとき。

(2) 寝屋川市の故意又は重大な過失により広告を掲載したクリーンカレンダーを汚損、毀損、亡失等したため、市民等に対し配布できなかったとき。

(決定の取消し)

第11条 掲載要綱第19条第4号の規定により、広告掲載者が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったときは、広告掲載に係る決定を取り消すことがある。

(その他)

第12条 この要領に定める文書等の様式及びこの要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月29日から施行する。

別表(第4条関係)

A 地域			B 地域	
池田1丁目	成美町	三井が丘3丁目	池田北町	木屋元町
池田2丁目	高柳1丁目	三井が丘4丁目	石津中町	幸町
池田3丁目	高柳2丁目	三井が丘5丁目	石津東町	讚良西町
池田旭町	高柳3丁目	三井南町	石津南町	讚良東町
池田新町	高柳4丁目	御幸西町	石津元町	下木田町
池田中町	高柳5丁目	御幸東町	出雲町	昭栄町
池田西町	高柳6丁目	明德1丁目	太秦桜が丘	小路北町
池田東町	高柳7丁目	明德2丁目	太秦高塚町	小路南町
池田本町	高柳栄町	若葉町	太秦中町	新家1丁目
池田南町	宝町		太秦東が丘	新家2丁目
池の瀬町	長栄寺町		太秦緑が丘	大成町
大谷町	対馬江西町		太秦元町	田井町
大利町	対馬江東町		宇谷町	田井西町
大利元町	中神田町		打上新町	太間町
春日町	成田町		打上高塚町	太間東町
上神田1丁目	成田西町		打上中町	高倉1丁目
上神田2丁目	成田東が丘		打上南町	高倉2丁目
萱島信和町	成田東町		打上宮前町	高宮あさひ丘
川勝町	成田南町		打上元町	高宮1丁目
菅相塚町	錦町		梅が丘1丁目	高宮2丁目
北大利町	仁和寺町		梅が丘2丁目	高宮栄町
葛原1丁目	仁和寺本町1丁目		音羽町	高宮新町
葛原2丁目	仁和寺本町2丁目		萱島桜園町	豊里町
葛原新町	仁和寺本町3丁目		萱島東1丁目	豊野町
国松町	仁和寺本町4丁目		萱島東2丁目	中木田町
黒原旭町	仁和寺本町5丁目		萱島東3丁目	南水苑町
黒原城内町	仁和寺本町6丁目		萱島本町	日新町
黒原新町	寝屋1丁目		萱島南町	秦町
黒原橋町	寝屋2丁目		河北中町	初町
郡元町	寝屋川公園		河北西町	早子町
香里本通町	寝屋北町		河北東町	日之出町
境橋町	寝屋新町		木田町	平池町
桜木町	寝屋南1丁目		木田元宮1丁目	堀溝1丁目
清水町	寝屋南2丁目		木田元宮2丁目	堀溝2丁目
点野1丁目	八幡台		楠根北町	堀溝3丁目
点野2丁目	東大利町		楠根南町	堀溝北町
点野3丁目	東神田町		香里北之町	本町
点野4丁目	東香里園町		香里新町	松屋町
点野5丁目	美井町		香里西之町	緑町
点野6丁目	美井元町		香里南之町	明和1丁目
下神田町	三井が丘1丁目		寿町	明和2丁目
未広町	三井が丘2丁目		木屋町	八坂町